

奈良県第二浄化センターが排出する汚泥のセメント化に係る収集運搬について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものです。

平成24年2月10日

奈良県知事 荒 井 正 吾

第1 競争入札に付する事項

1 委託名

平成24年度奈良県第二浄化センター汚泥セメント化処分に係る収集運搬業務委託

2 委託内容

奈良県第二浄化センターが排出する汚泥（以下「汚泥」といいます。）をセメント化するための収集及び4の搬入の最終目的地への搬入（以下「収集運搬」といいます。）業務

3 委託契約の履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで。ただし、4に掲げる搬入の最終目的地を管轄する地方公共団体の産業廃棄物の処分等に係る許可又は届出等の手続が必要な場合は、当該許可を受けた日又は届出等を受理された日から平成25年3月31日までとします。

4 搬入の最終目的地

兵庫県赤穂市折方字中水尾1513番地

住友大阪セメント株式会社 赤穂工場

5 入札方法

入札は、汚泥の収集運搬1トン当たりの金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

6 開札後、競争入札参加資格の確認を行ったうえで、落札者を決定します。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(7)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目Q1建物管理で登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話番号 0742-22-1101 内線4718

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類：汚泥）を奈良県及び第1の4に掲げる最終目的地を管轄する地方公共団体で受けている者であること。
- (5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の許可を受けている者であること。
- (6) 1日当たり24トンの汚泥を収集運搬できる者であること。
- (7) 次のアからウまでに掲げる要件を全て満たす車両を有し、当該車両を汚泥の収集運搬に使用することができる者であること。
 - ア 荷台の開閉が下開きであるダンプ車又はダンプアップ機能付車両であること。
 - イ 金属製天蓋付きで汚泥が外気に触れない構造であり、かつ、両天蓋が不意に開閉しない構造であること。
 - ウ 消臭剤噴霧器が常備され、必要に応じて噴霧できること（携帯用のものを車両に備えている場合も可能とします。）。

第3 入札書の提出方法等

1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県土木部まちづくり推進局下水道課総務管理係（県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-7524（ダイヤルイン）

2 入札説明書及び仕様書の交付期間等

(1) 交付期間 平成24年2月10日（金）から同年3月21日（水）までの期間

(2) 交付方法 奈良県土木部公共工事契約課の入札情報一覧のホームページからダウンロードしてください。ダウンロード時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時30分までです。

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-4285.htm

3 入札書の提出方法等

(1) 提出方法

ア 入札書は、郵便（書留郵便に限ります。）により提出してください。

イ 入札書は、1回目の入札（以下「初度入札」といいます。）及び2回目の入札（以下「再度入札」といいます。）別に宛名を奈良県知事とした内封筒に入れ、内封筒の表に「初度入札書在中」及び「再度入札書在中」と朱書し、委託名及び入札者の商号又は名称を記載のうえ封かんし、貼付け部分を第2の(2)の登録に係る登録印で封印してください。

ウ 入札書が封かんされた内封筒は、(3)の提出場所を宛先とした外封筒に封入し、「入札書在中」と朱書し、開札日、委託名並びに入札者の住所及び商号又は名称並びに連絡先を記載してください。

(2) 提出期限

平成24年3月21日（水）午後5時までに(3)の提出場所へ到達するようにしてください。

なお、入札書が提出期限を過ぎて到達した場合は、無効とします。

(3) 提出場所

〒639-1035 大和郡山市額田部南町160番地

奈良県流域下水道センター総務課総務経営係

4 入札執行回数

入札執行回数は、2回までとします。初度入札及び再度入札における入札書の内

封筒への入れ方については、３の(1)及び入札説明書によります。

なお、再度入札で落札者がなかった場合は、入札説明書に定める手順により随意契約に移行する場合があります。

５ 開札の場所等

(1) 場所

北葛城郡広陵町萱野４６０番地

奈良県第二浄化センター ３階会議室

(2) 日時

平成２４年３月２２日（木）午前１０時

第４ 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、第５の競争入札参加資格の確認の手続を経たうえで、落札者を決定します。

なお、落札候補者となるべき同価格の入札者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札の優先順位を決定します。

第５ 競争入札参加資格の確認の手続

- １ 開札後、落札候補者は、入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」といいます。）を提出するとともに、使用車両の確認調査を受け、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

２ 申請書等の提出及び使用車両の確認調査

- (1) 日時 平成２４年３月２３日（金）午前１０時から午後４時まで（正午から午後１時までを除きます。）

(2) 場所

ア 申請書等の提出 第３の５の(1)に同じ。

イ 使用車両の確認調査 奈良県第二浄化センター 汚泥脱水機棟

- (3) 申請書等の提出部数 １部とします。

- (4) 申請書等の提出方法 持参に限ります。

- (5) 申請書等の作成及び使用車両の確認調査に要する経費は、落札候補者の負担とします。

- (6) 提出された申請書等は、返却しません。

第6 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。

4 入札者に要求される事項

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

8 手続における交渉の有無

無

9 契約の不締結

開札後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者が、入札参加資格の制限又は奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置を受けたとき。

(2) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する

法律（平成３年法律第７７号。以下「法」といいます。）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

- (3) 暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (5) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) (4)及び(5)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(2)から(6)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (8) この契約に係る購入契約等に当たって、(2)から(6)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(7)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約者について９の(2)から(8)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、９の(2)、(4)、(5)及び(6)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

11 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

第７ Summary

1 Subject of the bid: Collection and transportation of sewage sludge

produced in the Nara Prefecture Second Water Treatment Center for the fiscal year 2012

2 Contract period: From April 1st, 2012 to March 31st, 2013

3 Deadline for bid applications by mail: 5:00pm, Wednesday, March 21th, 2012

4 For further information, please contact: General Management Group,
Sewage Division, Urban Development Bureau, Civil Engineering Department,
Nara Prefectural Government

30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 Japan

Phone: 0742-27-7524(direct line)